われわれは遺族の相互扶

助、道義の高揚につとめ、

争の防止、世界恒久平和の

確立を期するを信条とする。

平和日本建設に寄与し、

(-)

行 所 〒703-8272 電話代表 086-271-7175 086-271-4815 郵便振替岡山01230-9-3532 岸豊 清始 本 美男 所 西尾総合印刷株式会社 定価(郵税共)年額1,200円 ムページ http://izoku-okayama.jp/

計画

事会

フミ

氏

岡山市中区奥市3-22 岡山県遺族連盟

針・事業計画及び同予算を決定した。 本年四月一日に移行する一般財団法人日本遺族会の平成二十五年度活動方 新生遺族会のあり方を考える特別委員会」の中間報告を審議すると共に、 本遺族会は二月二十六日火、 靖國会館で理事会・評議員会を開催し、

会において役員の まるご英霊に黙祷を捧げ に開会し、靖國の杜に鎮 評議員会及び理事 一部改 なった。

中間報告は、

会議は午後一時三十分

生遺族会のあり方を考え 顕彰並びに処遇改善運動 会合同会議に移り、英霊 る特別委員会」 経過報告に続いて「新 次いで理事会・評議員 の中間報 が、

開催された理事会、評議 状況に鑑み、昨年二月に 問題をはじめ各方面に多 長)、増矢稔副委員長(同) 員会において設置が決ま 廃業したことから、財政 大震災により九段会館が な影響をきたしている 特別委員会は、東日本 (日本遺族会副会 このたび中間 森田次夫委

建物の返還、組織の確立 立等、国有財産の土地・ 報告が提出される運びと 一項目からなっている 財政の確立等では、 財政の 各都道府県遺族会の財政 年度支部寄付金を平成

とし、また、国有財産の 土地・建物の返還につい 十三年度水準とすること 状況に鑑み、平成二十五 役員会等で慎

定し組織化を推進すると した中間報告が承認され

(2月26日 : 靖國会館) 概ね一年間かけて検討 し、新生遺族会について 回評議員会合同会議にお 二月二十八日開催の第二 をきたしている。この状 九段会館を廃業したこと 況に鑑み、平成二十四年 一四回理事会・第一六二 本会会長に報告する 各方面に多大の影響 東日本大震災により 特別委員会を設置 財政的問題をはじ

◎委 員 ◎副委員長 畔上 和男 仲沢 誠也 宇田川剱雄 (常務理事 (専務理事) (常務理事 (常務理事・ 次夫 氏 員 稔 東氏秋氏 田県

市來健之助 (常務理 (常務理事 女性部長) 氏熊氏本県 山氏富氏口 山県 県

地

建物の返還(九段会

館問題)から検討するこ

年度活動方針・事業計画 日本遺族会の平成二十五 特別委員会の中間報告 本年四月一日 (4) 高橋

重に検討することとした。

そして、組織の確立で

及び同予算を審議し、 に移行する一般財団法人 長・宮城県 十四日、「新生遺族会のあ 委員長に森田次夫会長代 の第一回会合を開催し、 り方を考える特別委員会 矢稔副会長を選出した。 行 (当時)、副委員長に増 別委員会で既に答申され ーマには終戦六十周年特 て協議し、提案されたテ で検討する事項等につい 続いて、本特別委員会 平成二十四年四月 、事務局長協議会幹事 周二

について議論が交わされ は孫・曾孫による組織化

たが、「青年部」規約を策

ている英霊顕彰、戦没者

新生遺族会のあり方を 間報告 会員会 は三〜五頁に掲載 年度活動方針・事業計画 は一〜三頁、平成二十五 ずれも承認された。 長(副会長) 一名/順不同 らについては、見直しの れていることから、これ 遺族の処遇改善等が含ま

担金他)、③国有財産の土 等(本会の資金調達、 議員選挙、②財政の確立 こととし、 高いテーマから検討する 進め方として、緊急性の ととした。 また、本特別委員会の ①次期参議院 分

について重点的に検討し ととした。 次期参議院議員選挙」

組織化についても検討し 日(5) 戦没者の孫・曾孫の会の 重点的に検討した。また、 金調達、分担金について 財政の確立等本会の資 平成二十四年五月十 第二回会合を開催。

氏

会の組織化について検討 建物の返還と、第二回会 合に引き続き孫・曾孫の ている国有財産の土地、 旦 (6) 本会が無償貸付を受け 第三回会合を開催。 平成二十四年七月十

十三日、 組織化、財政の確立(平の返還、孫・曾孫の会の について検討した。 度会計収支の見直し) 旦 (7)(8) 成二十五年度以降、 国有財産の土地、 第四回会合を開催。 平成二十四年九月五 平成二十四年十 第五回会台を開 建物 単 月 等

必要があれば検討するこ

織の確立(孫・曾孫の会担金の見直し)、国有財産 議員選挙、財政の確立(分 すなわち次期参議院 間報告すべきテー について検討

平成 一十五年一 月三

(3)

委員会の構成

を考える特別委員会

新生遺族会のあり方 委員会の名称

平成25年度

「遺児の巡拝

多くの戦没者遺児のご参加を

募集人員

40人

35人

13人

30人

30人

30人

40人

20人

120人

60人

15人

34人

60人

120人

60人

募集人員

36人

(二)

+

日

第六回会合を開

(1)

分担金の見直し

支部遺族会の運営等を考

事務補助費、

ないよう努める。

○○号で本会が無償貸付

にも後継者を作ること

て評価の高い建物である。 るなど、歴史的にも極め 件の戒厳司令部が置かれ

五十四年間の長きに亘り、

組織化を図る。」とし、 の孫、曾孫に働きかけ、 直ちに行動し、戦没者 のために女性部自らが が焦眉の急である。

「当面の会員数は、

昭和三十二年からは、

(昭和二十五年八月十日) 第三種郵便物認可)

員会報告書の見直しにつ 終戦六十周年特別委 間報告のとりまと

. 間 報告

している。

う本会の運営等について、 以下のとおり報告する。 四月一日付で一般財団法 しているが、それらに伴 人に移行することを決定 本会は、平成二十五年

については、各支部平均 三十万円(一千四百十万 寄付金、すなわち分担金 をお願いし、事業を執行 円)増の六千五百十万円 平成二十四年度の支部 の分担金 |ものと思料する。 | 再見直しもやむを得ない (2) 平成二十五年度から 慮すれば、支部分担金の 平成二十四年度の支部

納入が減っている中で、 会員の減少に伴い会費の との要望がある。今後の 額等見直しをされたい」 政を圧迫する、分担金減 一分担金の増額は支部財 しかし、各支部からは、 一人福祉助成費、遺族援護 一部助成金、すなわち、老 | 年度まで支給していた本 一る。ただし、平成二十三 からは、従来からの支部 見直し、平成二十五年度 寄付金五千百万円とす

の支部寄付金五千百万円 会助成費は廃止する。 会活動助成費、支部研修 については、平成二十七

寄付金六千五百十万円を 減に努めると共に、事業 とから、一層の経費の節 運営費等不足が生じるこ しなどあらゆる方途を講 の見直し、資産の取り崩 しを行うこととする。 また、本部においては、 本会の運営に支障の

を踏まえ、五年毎に見直 年の特別弔慰金の結果等 平成二十五年度から は、将来的には事業の縮 (4)

二、国有財産の土地、

(1)

たな収入源の確保につい と協力をいただける方に 小等に伴い、職員を減員 働きかけることとする。 対しては、引続き「賛助 また、本会の活動に理解 するなどスリム化する。 金のお願い」を積極的に その他、本部として新

て調査研究をする。

昭和二十八年法律二一 建 築物であり、二・二六事

重に検討する。

五月の「今後の遺族会を おり、『九段会館の建物 考える特別委員会報告 書」でも謳われていると 昭和初期の代表的建 |事務所の入所を認めるよ

要請することといたした

は、建物の一部に本会の い。保存が実現した場合

は否めない。

このため、各支部は

るものの、女性部だけ

ついては大いに評価す て、女性部の積極性に

では力不足であること

るよう、国に対して強く

何らかの形で永久保存す

2

孫等の組織化につい

る。(平成二十三年八月)

とする。」と提言してい 各支部五十~百名程度

事務局体制について する必要事項について慎 一ては、返還することです を受けている国有財産の の時期や、これらに関連 が、種々に配意して返還 でに機関決定している

段会館を解体するような り、拠所であったその九 戦没者遺族の殿堂であ

ことがあってはならない。 このため、博物館など

(2) 但し、平成二十三年

平成26年2月上旬 36人 平成26年3月中旬 36人 ? う、今から国に対して働 といたしたい。」としてい 会等でこの答申を踏まえ ることから、今後、役員 きかけを行っていくこと て、慎重に検討願いたい。

> なければ目的を達する 組織をあげて取り組ま

(1) 孫・曾孫の含 三、組織の確立 孫・曾孫の会の組織

衰退の一途をたどるこ 見直しを行わなければ 組織の在り方を含め、 ある遺族会は、今後、 ある。女性部は「光輝 る極めて重大な問題で は、本会の存亡に関わ 本会の後継者問題 (2)

3 も一案と考える。 ないが、先ずは遺族会 ことはできない。 ことからはじめること る。このため、慰霊祭・ 得ることが重要と考え のことについて理解を は、各支部の英知と努 各種行事等に参加願う 大会など家族ぐるみで 力に負わなければなら 部費の徴収 入部の勧誘について

厚生労働省から補助を 年ぶりにアッツ島への訪 南方のムミを、また十三 ーギニアではマノクワリ (旧サイゴン)、西部ニュ てベトナムのホーチミン | ▼実施地域・時期等 平成二十五年度は初め | ます。

| ※集合場所までの移動 ▼参加費 九万円 掲のとおり。

别

実施時期

平成25年8月上旬

平成25年8月下旬

平成25年8月下旬

平成25年9月上旬

平成25年9月中旬

平成25年10月上旬

平成25年10月中旬

平成25年10月下旬

平成25年11月上旬

平成25年11月中旬

平成25年11月下旬

平成25年12月上旬

平成26年1月中旬

平成26年2月上旬

平成26年2月中旬

平成26年3月上旬

平成26年3月下旬

実施時期

平成26年2月上旬

| かかる国内交通費及び帰

受けて日本遺族会が実施 固まった。 よる慰霊友好親善事業」 十五年度事業計画概要が している「戦没者遺児に (遺児の巡拝)の平成二

この事業は「一度は亡 問を計画している。

でに全国から約一万二千

年から実施している事業 児の願いを受けて平成三 をしたい」との戦没者遺 で、事業開始からこれま き父の戦没地を訪れ慰霊

どの事情から困難なこと は亡き父の終焉の地に一 は、訪問国や交通手段な 旧戦域への慰霊巡拝 国当日に交通機関等によ

東京等に集合

歩でも近づけるよう実施 に向けて準備を行ってい

| り帰宅できない場合の宿 ▼その他 | 泊費等は個人負担です。

かる説明会を行う。 し、結団式及び渡航にか ▼お申し込み

岡山県 実施地域 旧満州

アッツ島

中国 (1次)

マリアナ諸島

ソロモン諸島

フィリピン (1次)

台湾・バシー海峡

東部ニューギニア (1次)

トラック諸島・パラオ諸島

ミャンマー・ベトナム (1次)

実施地域

ボルネオ・マレー半島

旧ソ連

ます。多くの遺児の皆様

のご参加をお待ちしてい

【広域地域】 西部ニューギニア 2

3

4

5

7

9

10

11

12

13

東部ニューギニア (2次) ミャンマー・インド (2次) フィリピン (2次) 15 16 中国(2次) 17 【特定地域】 ビスマーク諸島 2 マーシャル・ギルバート諸島

遺児の代で終わらせて とになる。我々戦没者

費を徴収することが望ま でも、各支部に応じて部 しての意識付けをする上 孫・曾孫の会の部員と していく必要がある。

ダーが誕生した。本会と 中国・韓国で新しいリー

しては、特に靖國問題に

(三)

決に邁進する。

堂々と靖國神社に参拝す 国からの圧力に屈せず、

の向上であり、

党が圧勝、民主党から三

末の衆議院選挙で自民 我が国においては、昨 また、近隣諸国に目を

て行かなければならない。 七十周年に向けて前進し あり、戦没者遺族にとっ

た。誠にご同慶の至りで

を厳粛かつ盛大に挙行し

創立六十五周年記念式典

両陛下のご臨席を仰ぎ、

五周年を迎え、天皇皇后

本会は創立六十

(1175)いと考える。

族会青年部規約 一般財団法人日本遺

定した。

青年部」規約案を策

たい。

し決定することといたし

 動 方針 一遺族会

活 動 方 針

いては、広く意見を聴取し別弔慰金」の継続・増額 部会の名称につ に最終償還を迎える「特 運動は、今から始めなけ ら六十八年目の年を迎え 先の大戦が終結してか

ところである。 り、大いに期待している 社参拝は本会の悲願であ る内閣総理大臣の靖國神 成十九年以降途絶えてい 安倍内閣が発足した。平 大臣に選出され、第二次 裁が第九十六代内閣 れることなく、英霊を顕 えにあることを決して忘 と繁栄が、戦争で散華さ 族は、今日の日本の平和 れた英霊の尊い犠牲のう 和の尊さを忘れつつあ国民は戦争の悲惨さ、平 彰し、後世代へと引き継 い肉親を失った戦没者遺 いて戦争でかけがえのな る。そのような社会にお

があれば断固阻止する。 る新たな国立の追悼施設 遇改善は、国家補償の理 り、建設に向けての動き の建設は絶対反対であ 戦没者遺族に対する処 一方、靖國神社に代わ ある組織を継承し、国の きる戦没者遺族は、光輝 の会」の組織化を図る。 そのためにも「孫・曾孫 我々、二十一世紀を生

って一つの通過点に過ぎ

へ、更に

一致団結して、

しかし、これは本会にと

に、大きな励みである。 て大きな喜びであると共

年三カ月ぶりに政権を奪 ことは誠に同慶にたえな 平成二十五年度政府予算 とはいうまでもないが、 ご尽力により継続された に対する本会の処遇改善 念に基づき改善すべきこ 項目の最重点であった 戦没者等の妻に対する 二十五年度活動方針・事 世代にしっかりと語り継 惨さと平和の尊さを戦後 る国民と共に世界の恒久 ち返り、絆を大切に心あ 業計画を策定し、 平和を目指し、戦争の悲 いでいきたい。 ついては、ここに平成

いでいかねばならない。 ことである。 国唯一の追悼施設である 謝の誠を捧げることを決 に思いをいたし、国家、 性によるものであること 由の恩恵を享受できるの れることは極めて当然の 靖國神社に、国を代表し して忘れてはならない。 国民は戦没者に尊崇と感 なられた戦没者の尊い犠 て内閣総理大臣が参拝さ その戦没者を祀る我が 我々が今日、平和と自 先の大戦で国の礎と 英霊顕彰運動の推進

御心を忘れず、初心に立 礎となられた英霊の尊い 理大臣に選出され第二次 に参拝できなかったのは 安倍内閣が発足した。 総裁が第九十六代内閣総 復帰し、安倍晋三自民党 勝し、民主党に代り三年 衆議院選挙で自民党は圧 のは当然だ。首相在任中 者が靖國神社に参拝する 二カ月ぶりに政権与党に 「国の指導

昨年十二月に行われた ど、よき固有の精神文化 始する。なお、支給方法 増額実現に向け運動を開 づき改善されるべきこと 給される公務扶助料等 二、処遇改善運動の推進 め、歴史、伝統、文化な しい歴史観の確立をはじ があれば断固阻止する。 えられることから、我々 動きが再燃する懸念も考 は新たな建設に向けての 国・韓国の対応によって じて容認できない。中 るような施設であり、断 の改善等についても併せ 慰金については、継続・ はいうまでもない。 は、国家補償の理念に基 は、建設に向けての動き 最終償還を迎える特別弔 の継承に努める。 化するだけでなく、戦没 また、大東亜戦争の正 また、平成二十七年に 戦没者遺族に対して支

党総裁選中に発言してお 痛恨の極みだ」と、自民 三、組織の拡充強化 本会の使命は、英霊の

の建設は靖國神社を形骸 る新たな国立の追悼施設 更に、靖國神社に代わ は焦眉の急を要する。本 力をする。 を含め、家族ぐるみで参 齢化は否めないことか 者である戦没者遺児も高 加出来る機会を増やす努 部・支部と連携を密にし 孫・曾孫の会」の組織化 , , に努めなければならな て、各種事業に孫・曾孫 し、光輝ある組織の継承 されない。しかし、 組織の再構築を加速 そのため、「戦没者の

める。 行うなど組織の拡充に努 に対して、各支部への積 び遺骨帰還事業参加者等 極的な入会の働きかけを また、特別弔慰金受給 慰霊友好親善事業及

加協力する。

の基本である。

帰還事業等に積極的に参

また、政府主催の遺骨

なるよう努力する。 同事業の補助事業団体と める。更には、引き続き

底を図り、参加者増に努

に努める。更には、ホー このため本部では福祉事 動を行う。 実させ、積極的な広報活 ムページ・機関紙等を充 と共に、支部もあらゆる 政の確立が欠かせない。 方途を講じて資金の確保 業の収益部門を強化する 組織活動の維持には財

事業及び遺骨帰還事業 遺児の慰霊友好親善

顕彰と戦没者遺族の福祉 後退は許 遺児の慰霊友好親善事 各支部等の協力を

の拡大や本事業の周知徹討すると共に、広報活動 著になっているため、付 の市区町村の広報誌等へ 実施地域、日程等を再検 添者や事業内容の充実、 報の遅れ等により参加者 の掲載依頼をするなどし 得て全国の一七四〇余り は昨年を下回った。 て参加者を募ったが、広 一歳を超え、高齢化が顕 戦没者遺児は平均七十

恒久平和を目指し、国五、社会奉仕活動の推進 業についても事業の重要 戦没者慰霊碑維持管理事 事業や海外未送還遺骨情 性に鑑み、引き続き本会 報収集事業、樺太・千島 に委託されるよう努める。 民間建立慰霊碑等整理

じて引き続き企画実施す を各支部の協力、遺児の 慰霊友好親善事業等を通 仕活動 (ボランティア) 者遺族に相応しい社会奉

事 業 計 画

ことであり、国家存立 神社に参拝し、英霊に 願い散華された英霊に 割以上が戦後生まれと 社への参拝運動の推進 ることは極めて当然の る内閣総理大臣が靖國 対し、我が国を代表す 歳月が流れ、国民の七 しようとしている。 なり、先の大戦が風 尊崇と感謝の誠を捧げ 終戦から六十八年の 日本の安寧と繁栄を 英霊顕彰運動 総理、閣僚の靖國神

引き続き総理、閣僚の インターネット等への 体と連携を密にして、 に努める。 靖國神社参拝の定着化 世論喚起 環境整備 このため、関係諸団 本会ホームページや

協力する。 の世論喚起に努める。 投稿を中心に若者世代 る会の事業に積極的に 国会対策 また、英霊にこたえ 国会議員の約八割以

内や旧戦域において戦没

ついては、総理の靖

國神社参拝をはじめ先

り、世代交代が進んで

が戦後生まれとな

ある。

お新 さ ()

等の正しい知識、並び の大戦や靖國神社問題 本会の組織や活動を

啓蒙に努める。 理解、認識いただくた と連携し、本会事業の 遺家族議員協議会 1 (4)

歴史観の確立

國神社への参拝を働き る国会議員の会」への 議員、特に初当選した 国会議員に対し、「みん 人会を促すと共に、靖 なで靖國神社に参拝す 更には、与野党国会 2

かける。 国立の戦没者追悼施

力によっては建設に向け 今後、中国・韓国の圧 設建設構想の阻止 3

て動き出すことも考えら

の動きがあれば断固阻止 る。このため、情報収集 向を注視する必要があ れることから、政府の動 と連携して建設に向けて 努めると共に、他団体 (5)

知事の護國神社参拝

事参拝は二十五県程度で 近年の護國神社への知 幸せを願って犠牲となら

にあっては参拝を要請す 拝も併せて要請する。 参拝されない支部 へ参 各自治体は率先して主導 すべきである。また、戦 前戦中の徴兵制度におい れた人々が対象であり、

る。また、靖國神社

國神社参拝を要請する。 体と協力して都知事の靖 代したが、引き続き他団 前知事から猪瀬知事に交 東京都においては石原 大東亜戦争の正しい ら、 て、 のではない。しかしなが の責任は永遠に免れるも た役割を考えるとき、そ いことから、今後は孫・ 地方自治体が果たし 遺族の高齢化が著し

しい歴史観の確立に努 払拭と大東亜戦争の正 「東京裁判史観」の る。

める。 平和の尊さを次世代に 積極的に語り継ぐ。 等を催し、子供たちに ンガ、 D V D 等 を 活用 伝えるため、絵本、マ して広報活動に努める。 また、「語りべの会」 関係団体と協力し、

に伝える啓蒙活動に努 民生活の労苦を後世代 通じて戦中、 示や巡回特別企画展を 引き続き昭和館の展 戦後の国

霊祭等の実施 市区町村における慰

土の平安、そして家族の 族のためのものではな 戦没者の慰霊祭は、遺 国の平和と愛する郷 (8)

英霊にこたえる会と協

曾孫の参列に一層努力す

清掃奉仕活動は、家族揃 って行う。 また、慰霊祭実施前の

解を深める。 各種慰霊団体との連携を 千鳥ケ淵戦没者墓苑及び 密にし、引き続き相互理 (6) 靖國神社、護國神社、 靖國神社等との連携

賛会の事業に引き続き協 また、靖國神社崇敬奉

時間の延長 全国戦没者追悼式 (八月十五日) の放映

動を実施することとする。 手法及び式典内容等に工 夫を加え、改めて陳情運 映時間の延長について、 たところであり、今後、 NHK編集幹部と折衝し

における「慰霊の日」 業を企画実施する。 力して、中央及び地方に おいて英霊顕彰の各種事 六月二十三日は沖縄県

加協力する。 霊大行進」に引き続き参 が主催する「平和祈願慰 二、戦没者遺族の処遇改 あり、沖縄県遺族連合会

族にとって、公務扶助料 高齢化著しい戦没者遺 公務扶助料等の改善

周知の事実である。しか き下げの声も聞かれる。 要な糧となっているのは し、一部では公的年金引 戦没者遺族に対して支給

義について、国家補償の される公務扶助料等の意 広く知らしめる努力を引 あることを、機会を捉え 理念で支給されるもので

る全国戦没者追悼式の放 毎年NHKで中継され き続き行う。

働きかける。 行われるよう、 (2)

て戦没者に弔慰の意を表 したものであり、 特別弔慰金は、 国は戦 国とし 関係当局に要請する **(1)**

組織の拡充強化

組織の拡充強化

でもある。この事に鑑み、

等は生きて行くための重

給の主旨に副って改善が また、公務扶助料等支 強く国に

囲の拡大 特別弔慰金の支給節

化する。 を行うよう働きかけを強 自民党等国会議員、 引き続き公務扶助料等受 省庁に対して制度の改善 速やかに支給されるよう の残された遺族に対し、 給者が失権した場合、

(3) 法の検討に着手する。 であり、継続・増額実現 にむけて具体的な運動方 囲の拡大及び式典内容 の国費参列者の対象範 全国戦没者追悼式へ

範囲を戦没者の曾孫、甥、 る遺族代表の増員、対象 旨に鑑み、国費で負担す の改善等 全国戦没者追悼式の趣

願う詩の朗読等を行うな う参列できる制度の改善 論、戦没者の子・兄弟姉 姪まで拡大することは勿 に引き続き努力する。 妹の配偶者も制約なきよ ど、式典内容の見直しを 徒の参列を促し、平和を また、式典に児童・生

没者を忘れないという証 関係 1 孫・曾孫等と一緒に参 各種事業に戦没者の 加協力するのは無論、 ことを自覚し、慰霊祭 織の中心的役割を担う 加するなど、新たな後 極的に支部の活動に参 機関紙の配布等々、積 の参加、会費の徴収、 戦没者の遺児は、

会の存亡を左右する事案 は最終償還を迎える。本 更に、平成二十七年に の会」の組織化を加速 等を通じて、「孫・曾孫 部研修会、事務局長会 継者づくりに努力する。 また、本部では女性

2 にリーダーの育成、更 等の会の組織化、 き続き魅力のある支部 に、戦没者の孫・曾孫 づくりを創造すると共 支部にあっては、

るように努力する。 け、漏れなく会員とす 報告会等の会合を設 者等に対し、説明会や び遺骨帰還事業の参加 員の獲得に努める。 慰霊友好親善事業及

参加できる魅力的な部

家族ぐるみで

する相談等を通じて、 等を作成し、申請に関 者に対し、簡単な資料 特別弔慰金受給対象

組 組織活動への参画を働 理解と協力を要請し、

う努める。 会」の部会ができるよ 市町村内においても 目標にし、早急に支部 支部五十~百名程度を み、本年の会員数を各 会」の組織化に取り組 「戦没者の孫、曾孫の 次世代後継者である 戦没者の孫、 、曾孫の

に甥姪を含めた新規会 引 3 める。 孫、曾孫の入部を促進 を積極的に要請すると り、引き続き取り組む。 部・支部と一体とな 共に、遺児の配偶者、 実に実行に移すよう本 言した事項について着 し、後継者の育成に努 ては、女性遺児の参加 また、各支部にあっ 女性部は、本会に提

4 図る。 共に、情報の共有化を し、連携を密にすると 会を引き続き模索する。 ブロック会議を開催

拠金等を働きかける。

に関する理解を求め、

(2)

等を説明すると共に、 運動の経緯 分担金を軽減すると共 本会は、支部からの 唯一の収益部門で

して強化を図る。

支部相互間の連携を密に

さわしい収益事業につ 関紙の販売強化に努 ある福祉事業会計の機 いて検討する。 め、その他、本会にふ

途を講じて財源の確保 るため、法人、一般等 容の充実をより一層図 から幅広く賛助金を受 その他、 また、本会の活動内

特別給付金が継続され 戦没者等の妻に対する 問題である。このため 費の減少が著しい現状 旨を説明し、 者にその獲得運動の主 の特別弔慰金の継続・ 営の基盤となる財源を で財源の確保は深刻な 増額運動に向け、受給 確保するため拠金願う。 た機会に、支部の会運 に努める。 支部においては、 また、平成二十七年 会の運営 会

続き本部、支部、更には である。このため、引き 事務局に負うところが大 組織の拡充強化は支部 支部事務局の強化 及び新法人の設立登記の

現法人の解散登記

議・決定する予定である。

難波

慶行氏(倉敷市倉敷)

渡辺 田渕

なお、新法人の最初の

から一般財団法人として

二年)、評議員二十一名 期二年)、監事二名 (任期

であり現

繁雄氏

ボランティア活動を引き

公益法人制度改革に伴

等を行い、引き続き英霊

より大幅に減員された。

般財団法人

岡山県知事より新法人設立の認可

毎月十五日発行 (1175)

実態調査の継続実施

わかり易く、

かつ正 確

加を呼びかける。 その他

調査を引き続き行うなど 遺族会員の把握に努める 」共に、新規会員の獲得 新するなどして、英霊 ジをリアルタイムで更 引き続き努力する。 て会員名簿を整理し、 各支部は、遺族の実態 機関紙、ホームペー 啓蒙活動の実践

にも理解されるよう、 員のみならず広く一般 動や慰霊事業等の本会 顕彰並びに処遇改善運

2 等を作成するなどし みでの本会活動への参 端へのスムーズな配布 町村支部への直送や末 機関紙の個人購読の拡 事業参加者等に対する るため、慰霊友好親善 対する理解と協力を得 に関するパンフレット などを確実に実施する。 大を図ると共に、市区 各支部では、遺族会 本会の運動や組織に 会員自ら家族ぐる | 受けながら滞りなく事務 | 手続きを進める。 | 理等、専門家等の助言を 一改定処理を行うと共に、 | 財団法人となる。ついて 諸会議の手続きや会計処 は、新法人規定に沿った 一日より非営利型・一般 本会は平成二十五年四月

四、遺児の慰霊友好親善 事業及び遺骨帰還事業

PR活動を強化する。

遺児の慰霊友好親善

(1)

付けであった岡山県遺族 い、特例民法法人の位置 | 事業等を進める。 顕彰事業、遺族処遇改善

ら一般財団法人の設立認 を進めてきたが、昨年十 一月に公益認定等審議会 八日付で岡山県知事か | 度活動方針・事業計画及 程、事務局規程、給与規 共に、諸規程(女性部規 び同予算の審議を行うと を開催し、平成二十五年 旅費規程、表彰・慶

財団法人の移行認可を得 るべく一昨年来より準備 連盟は、非営利型・一般 この設立認可を受け、 七日に理事会、評議員会 新法人移行前の三月二十 弔等に関する規程)

を審 また、県遺族連盟では、 の氏名は次のとおり。 *副理事長/三名 *常任理事/五名 浅野 服部

体の広報誌や新聞のパブ 力を得て、各地方公共団 る。また、各支部等の協 事業団体となるよう努め 本事業が引き続き補助 行う。

公益法人改革に伴い、

成して参加者を募ると共 市町村の広報担当者へ記 ると共に、本会からも各 事掲載並びに広報依頼を に、ホームページによる 更には、ポスターを作 ーギニア、

⑧ボルネオ、 リアナ諸島、⑦東部ニュ ⑨マレー半島、⑩トラッ アッツ島、⑤中国、⑥マ ーギニア、③旧ソ連、④ ①旧満州、②西部ニュ 九二名(予定)

引き続き行う。

理事長、常任理事、監事 新法人の理事長及び副一湾・バシー海峽 ※以下の地域は二次を実

岸本 清美氏(津山市) 剛司氏(総社市) 實氏(真庭市) ②ミャンマー・インド、 ③フィリピン、④中国

ーシャル・ギルバート諸 西部ニューギニア、③マ ①ビスマーク諸島、②

(2) 島 民間建立慰霊碑等整

育子氏(倉敷市児島 (倉敷市倉敷) (岡山市) (井原市) う努め、厚生労働省の指 続き本会に委託されるよ 本事業も本年度、引き

*監事/二名

信子氏 弘子氏

を図ると共に、参加者の

16地域延べ17回・七

域一〇八名(予定) 小規模(特定)・3地

雅允氏(浅口市) 良子氏(笠岡市) 潔氏(津山市)

導のもと地方自治体、 関 業等実施地域・15地域

化を進め、事務の効率化

リックスペースを活用す 高齢化に伴い、付添者や ◎平成25年度実施地域 業内容の見直しの検討を 実施期間、訪問地等の事

また、事務処理のIT一ク、⑪パラオ諸島、 ン、⑭ミャンマー、⑮台 ロモン諸島、③フィリピ 、 12 ソ

諸島

と、関係機関等の協力を 碑」の良好な維持管理に 州スミルヌイフにある 得て、ロシア・サハリン 「樺太・千島戦没者慰霊 厚生労働省の指導のも 霊碑維持管理事業

①東部ニューギニア、

努める。 (5) 政府主催の遺骨帰還 事業等

ると共に、ホームページ 一によるPRを行う。 の遺骨帰還事業等には、 引き続き積極的に協力す ◎平成25年度遺骨帰還事 政府主催(厚生労働省 し、清掃や話し相手等の

する。 ◎平成25年度実施地域・ 係団体等と協力して実施

2地域 (予定)

①旧ソ連、②ミクロネ 海外未送還遺骨情報

|②ビスマーク・ソロモン 一と協力して実施する。 厚生労働省の指導のもと 地方自治体、関係団体等 ◎平成25年度実施地域 に委託されるよう努め、 2地域 (予定) ①東部ニューギニア、 本事業も引き続き本会

樺太・千島戦没者慰 タイ、 ⑫クラスノヤルス 国、⑧硫黄島、⑨ハバロ

拝は、各支部の協力を得 (6) 施する。 て沖縄地域(予定)を実 本会主催の戦跡慰霊巡 戦跡慰霊巡拝

五、社会奉仕活動の推進 国内における社会奉

ている年老いた戦没者の 人暮らしを余儀なくされ 妻等の家庭や施設を訪問 各支部においては、

⑫イルクーツク、⑬アム ザフスタン共和国 ⑧硫黄島、⑨モンゴル、 ニューギニア、③ビスマ ⑩ハバロフスク、⑪沿海、 パラオ、⑤インドネシア、 ール、 4ケメロボ、 ⑥トラック諸島、⑦沖縄、 -ク・ソロモン諸島、④ ①フィリピン、②東部 に合わせた行事等を継続 して実施する。 (2) に感謝する会や「母の日」 等、家族揃って参加する。 奉仕活動には孫や曾孫 慰霊碑、忠魂碑等の清掃 続き実施すると共に、 また、護國神社、

海外における社会奉

インドネシア、⑤ミャン フスク、⑩沿海、⑪アル ーク・ソロモン諸島、④ ニューギニア、③ビスマ マー、⑥モンゴル、⑦中 ②平成25年度慰霊巡拝実 ①フィリピン、②東部 施地域・12地域(予定) く思う、戦のない世界の 活動を引き続き企画実施会にふさわしい社会奉仕 を通じての援助等や、 に対して、(財)日本ユニ 争による深い悲しみを経 ける恵まれない子供たち 啓蒙活動を行うなど、 恒久平和の実現に向けて 験した戦没者遺族が等し セフ協会や日本赤十字社 先の大戦の旧戦域にお 本

校、孤児院、病院等の諸小学校や各地域の小学 には、植林活動等にも協 ミャンマー(旧ビルマ) 車椅子等を寄贈する。 施設を訪問し、学用品・ へ平成十一年度から三年 域の災害被災者等に対す 親善事業を通じて、旧戦 間で三校を建設贈呈した る衣類等の援助、本会が また、遺児の慰霊友好

(六)

お新

性部副部長の司会で午前

研修会は、坂根弘子女

(昭和二十五年八月十日) 第三種郵便物認可)

女性部で

^ヴィア岡山」において平成二十四年度研修会を開催した。 岡山県遺族連盟女性部は二月二十日水、岡山市北区駅元町 「ホテルグラ

髙徳会長の講演を拝聴すると共に、 に参加した部員が報告を行った。 .修会には女性部員ら百十名が参加。英霊にこたえる会中央本部の中條 慰霊友好親善事業をはじめ各慰霊巡拝

中央本部の中條髙徳会長 として英霊にこたえる会 祝辞を賜った後、 続いて、前岡山県知事の 衆議院議員の秘書からご 人、 橋本岳・ 山下貴司両 院議員の加藤勝信令夫 石井正弘氏、そして衆議 平良子女性部長の挨拶に 清美県遺族連盟会長、 十時三十分に開会。岸本 研修 \exists

さ

中條髙徳氏より1時間10分の ご講演をいただいた

か

・千代子はまだ生きて

いましたが、

兵隊さんた

ご縁によりこの会場で皆 中條会長は「今日、私は は過去に大東亜戦争を戦 せん。また、歴史に学ん 没者遺族という縁で集ま 縁ということを大切にし 様とお会いしています。 います」と題した講演で、 で行動することは非常に に感謝しなければなりま のお陰であるということ っておられます。ご英霊 なければなりません。今 大切なことです。我が国 参集された皆様は戦 ちのお父ちゃんは死んだ 国の代表者が近隣諸国に 主義だから戦った訳では 戦いました。決して軍国 ちは国家・国民のために んな醜い国のために、う 配慮して参らない。こう んたちを祀る靖國神社に ありません。その兵隊さ ん。ある未亡人の方が『こ いう国に明日はありませ

歴史と伝統、そして誇り リーダーたち、孫文、 のではありません』と言 父さん、お父さんたちは 心を嘆いています。お祖 ーたちも戦後の日本の乱 ょうか。アジアのリーダ 学びに来る人がいるでし た。果たして今の日本に 日本に学びに来ていまし 介石、朴元大統領たちも ました。当時のアジアの かし、国民は凛としてい 歴史を振り返れば日本は われたことがあります。 破壊された日本人の 貧乏な国でした。し 蒋

岡山県遺族連盟 性 部 女

は、 挟み、午後一時から遺児 そして、休憩・昼食を

ある日本民族を継ぐあな と講演を結んだ。 に留めていただきたい」 て戦ったということを心 命を賭し

説明を行った。 霊祭の写真などを使って された河原和栄氏 子氏 (岡山市西大寺)、そ ミャンマー方面の川間康 氏 (倉敷市児島)、同じく 参加者から報告が行われ の慰霊友好親善事業等の 市岡山)が、現地での慰 加された木村喜久江氏 にフィリピン方面に参加 して遺児である夫と一緒 (岡山市南) と西原智惠 ミャンマー方面に参 慰霊友好親善事業で (岡 山 の尊さを訴えた。

参に参加した植川澄恵氏 施したロシア極東地域墓 県遺族連盟主催により実 (倉敷市倉敷)、そして昨 続いて、

英霊顕彰の大切さと平和 参加した戦没者の曾孫・ 南方諸地域戦没者追悼 年秋に実施した「岡山の が、それぞれの立場から 小林綾加さん(津山市) 式・沖縄戦跡慰霊巡拝に 塔」における沖縄並びに

霊巡拝の実施、 国戦没者遺族大会と安倍 和祈願慰霊大行進、 連盟主催外国地域戦跡慰 選、②平成二十五年度県 本遺族会女性部役員の改 総理への陳情、 次いで、事務局が① ③ 沖縄 平 ⑤平成二 · ④ 全



現地の慰霊祭のことなどを報告する参加者の皆さん

平成二十五年四月行事表

総社市昭和地区戦没者慰霊祭(県護國神社)

県連盟理事会・評議員会(県連盟大会議室)

県連盟女性部会議(いさお会館) 美作市郡戦没者慰霊祭 (県護國神社) 岡山陸軍墓地春季彼岸祭(岡山市津高·旧陸軍墓地) 県連盟正副会長・常任理事会議(県連盟会議室) 岡山陸軍墓地清掃作業(岡山市津高・旧陸軍墓地

5 日 3 日 県戦没者春季慰霊祭準備委員会(いさお会館) 県護國神社創立記念日祭・崇敬会祭(県護國神社) 般財団法人岡山県遺族連盟発足

津山市高田地区遺族会護國神社参拝・総会(県護國神社 県護國神社御創立百四十年記念事業奉賛会常任理事会

高梁市松原地区戦没者慰霊祭(県護國神社) 津山市滝尾地区戦没者慰霊祭(滝尾忠魂碑)

14 日

岡山市岡山遺族連合会総会(いさお会館) 津山市遺族連合会総会(津山市総合福祉会館) 笠岡市戦没者追悼式(笠岡市民会館) 津山市高野地区戦没者慰霊祭(県護國神社

20 日

平成二十五年五月行事表

県護國神社春季例大祭 (県護國神社) **倉敷市遺族連合協議会総会(倉敷市役所)** 津山市二宮地区戦没者慰霊祭(高野神社境内) 県戦没者春季慰霊祭(県護國神社)

高梁市高梁地区戦没者追悼式(高梁市総合福祉C) **倉敷市倉敷遺族連合会総会(倉敷市役所)**

昨年八月末に

法人への移行等、 十五年度政府予算案に計 に伴う本連盟の一 目、⑥公益法人制度改革 上された遺族処遇改善項 一般財団 当面す と」を合唱し、 説明し、終わりに全員で る諸問題について報告・ 「靖國神社の歌、

午後三 ふるさ

に研修会を終了した。

遺

平成二十五年三月行事表

倉敷市遺族連合協議会靖國神社団参・国会陳情 都窪郡早島町遺族会研修会(早島町内) 岡山市南遺族連合会総会(吉備公民館) 東京方面)

5 日